

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(計算関係書類の監事監査報告の内容)</p> <p>第二十五条 監事（特定金庫（法第四十一条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 計算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。第二十七条第二項第二号並びに第三十三条第一号及び第三号において同じ。）が当該金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見</p> <p>四、六 「略」</p> <p>2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他</p>	<p>(計算関係書類の監事監査報告の内容)</p> <p>第二十五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 計算関係書類が当該金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三、五 「同上」</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他</p>

の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

〔一〜三 略〕

(特定金庫における計算関係書類の監査)

第二十七条 〔略〕

2 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 〔略〕

一 計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とし

の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

〔一〜三 同上〕

(特定金庫における計算関係書類の監査)

第二十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

一 計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

- 4 〔略〕
- 一〇三 〔略〕
- 3 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
〔号を削る。〕
- 六・七 〔略〕
- 五 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第百十四条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項
- 四 前二号の意見がないときは、その旨及びその理由
- 三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
- ハ 〔略〕
- た理由

- 4 〔同上〕
- 一〇四 〔同上〕
- 3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第百十四条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項
- 四・五 〔同上〕
- 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
〔号を加える。〕
- ハ 〔同上〕
- 〔号を加える。〕

別紙様式第9号（第113条第1項関係）（日本産業規格A4）

業務報告書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（労働金庫名）

（所在地）

年 月 日

殿

（労働金庫名）

（理事長）氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の

とおり報告いたします。

業務報告書

目 次

頁

[第1～第5 略]

（記載上の注意）

[1.～5. 略]

第1事業概況書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[1.～14. 略]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

（単位：千円）

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算		経過措置による不算	

別紙様式第9号（第113条第1項関係）（日本産業規格A4）

業務報告書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（労働金庫名）

（所在地）

年 月 日

殿

（労働金庫名）

（理事長）氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の

とおり報告いたします。

業務報告書

目 次

頁

[第1～第5 同左]

（記載上の注意）

[1.～5. 同左]

第1事業概況書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[1.～14. 同左]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

（単位：千円）

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算		経過措置による不算	

	入額	入額
コア資本に係る基礎項目		
[略]		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの以 外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機 関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出 資等の額		
労働金庫連合会の対象普通出資等 の額		
特定項目に係る 10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普		

	入額	入額
コア資本に係る基礎項目		
[同左]		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの以 外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関 等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資 等の額		
労働金庫連合会の対象普通出資等 の額		
特定項目に係る 10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普		

通出資等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

[第2～第5 略]

通出資等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

[第2～第5 同左]

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1.～4. 略]

第1 (年 月 日から)
(年 月 日まで) 事業概況書

[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：千円)

項 目	当 期 末	前 期 末
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目		
[略]		

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1.～4. 同左]

第1 (年 月 日から)
(年 月 日まで) 事業概況書

[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：千円)

項 目	当 期 末	前 期 末
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目		
[同左]		

コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
[略]				
うち、退職給付に係るものの額				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
労働金庫連合会の対象普通出資等の				

コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
[同左]				
[加える。]				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
労働金庫連合会の対象普通出資等の				

額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービスング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービスング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービスング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービスング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

第2 [略]

別紙様式第10号(第113条第1項関係) (日本産業規格A4)

業務報告書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業務報告書

目 次

頁

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1.～5. 略]

第1事業概況書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1.～14. 略]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措		経過措	

第2 [同左]

別紙様式第10号(第113条第1項関係) (日本産業規格A4)

業務報告書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業務報告書

目 次

頁

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1.～5. 同左]

第1事業概況書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1.～14. 同左]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措		経過措	

	置による 不算 入額	置による 不算 入額
コア資本に係る基礎項目		
[略]		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービング・ライツに係るもの以外 の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機 関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出 資等の額		
[略]		
特定項目に係る 10%基準超過額		

	置による 不算 入額	置による 不算 入額
コア資本に係る基礎項目		
[同左]		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービング・ライツに係るもの以外 の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機 関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出 資等の額		
[同左]		
特定項目に係る 10%基準超過額		

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

[第2～第6 略]

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第10号の2(第113条第2項関係) (日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長)氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1. ~5. 略]

第1 (年 月 日から)
(年 月 日まで) 事業概況書

[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法

(単位: 百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				

別紙様式第10号の2(第113条第2項関係) (日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長)氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1. ~5. 同左]

第1 (年 月 日から)
(年 月 日まで) 事業概況書

[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法

(単位: 百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				

[略]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
[略]				
うち、退職給付に係るものの額				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				

[同左]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
[同左]				
[加える。]				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				

[略]				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービスング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービスング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

[同左]				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービスング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービスング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

第2 [略]

第2 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。